慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日中国交正常化と日中貿易
Sub Title	Diplomatic Normalization and Trade
Author	添谷, 芳秀(Soeya, Yoshihide)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.10 (1989. 10) ,p.51- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891028-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日中国交正常化と日中貿易

添谷芳秀

一、はじめに
二、国交正常化と友好貿易
(1) 友好貿易の終了
(2) 国交正常化以後の友好商社・企業と国貿促
三、覚書貿易の終了と日中経済協会の誕生
(1) 中国アジア貿易構造研究センター
(2) 日中経済協会の設立
四、日中経済協会と経団連
(1) 基本的相違
(2) 日中貿易をめぐる主導権争い
(3) 経団連の「資源外交」と中国
五、むすびにかえて

一、はじめに

一九七二年（以下、年号は西暦の下二桁で表す）の日中国交正常化によって、それまで日中貿易の拡大を妨げてきたいくつかの重要な政治的障害は取り除かれた。五〇年代から六〇年代にかけて、中国政府は日本政府に対し、政経不可分の原則および政治三原則の実行を一貫して要求してきた。日本政府はその中国政府とは基本的に対立関係にあり、政府自らが日中貿易に関与できる余地は、極めて限られたものであった。財界もまた、日本政府および台湾とアメリカの市場との緊密な関係から制約を受けており、将来の可能性として以外には中国市場に大きな関心を示すことはなかった。しかし、外交関係の正常化により、それまで中国政府が声高に唱えていた政経不可分の原則は実効性を失った。さらに、日本政府が中国に対する「敵対的」態度を変え、「一つの中国」を認め、国交正常化に踏み切ることによって、五八年五月のいわゆる長崎国旗事件以後、中国政府が日本政府に実行を迫ってきた政治三原則の内容も、それぞれ満たされることになった。こうして、七〇年代における日中貿易をとりまく政治的環境は大きく変動した。

このような政治状況の変動のなかで、日中貿易関係はどのように変化したのであろうか。日中国交正常化の政治過程やその国際政治的背景が頻繁に分析の対象とされるのとは極めて対照的に、国交回復期における日中貿易関係の変動に関しては、実務的立場からの分析以外にはほとんど考察がなされていない。このことはおそらく、日中国交正常化が戦後日中関係にもたらした影響が極めて重大であったためであろうと推測される。すなわち、国交正常化という政治関係の変動が貿易関係に決定的な影響を与えたことは、あまりに自明のこととされているのではないだろうか。

もちろんこうした立場が事実に裏付けられたものであることはいうまでもない。周知のごとく、国交正常化以前の日中貿易は、日中両国が共に大きな国内的、対外的制約を抱えるなかで展開されてきたのであり、国交正常化がそうした政治的障害を取り除いた結果、六〇年代の日中貿易の二本柱であった「友好貿易」と「LT貿易—覚書貿易」は、

国交正常化とともに終了する。そして、その後の日中貿易関係には日本財界も参入するようになり、大企業が貿易取り引きの中心的担い手として登場してきた。

しかしながら、「友好貿易」と「LT貿易―覚書貿易」という六〇年代の二つの日中貿易ルートが、国交正常化の時期に具体的にどのような制度的変遷をたどったのかという問題は、これまでの戦後日中関係の研究から全くといっていいほど欠落していた。六〇年代までの日中貿易の積み上げ方式が日中国交正常化を準備したという議論が（その主張の妥当性はともかく）少なからず存在することを考えても、この欠落は埋められる必要があろう。本稿は、日中国交正常化が両国の貿易関係に決定的に重要な影響を与えたという基本的立場には立ちながらも、それ以前の日中貿易の担い手、組織が、国交回復期にどのような変動を経験したのかに注目する。これは、単にこれまでの研究上のギャップを埋めるという消極的目的のほかに、国交正常化以後の、少なくとも七〇年代の日中貿易関係の構造を理解するためには、六〇年代からの連続性の視点が不可欠であるというより積極的理由に基づくものである。ただし、後者に関する詳しい考察は別稿に譲ることとし、本稿では、国交回復期に焦点を絞り、日中貿易関係の制度的変動の実体を明らかにしてみたい。[1]

二、国交正常化と友好貿易

(1) 友好貿易の終了

七〇年代の初めに友好貿易[2]の制度に最大の影響を与えたのは、周恩来による貿易四条件の宣言であった。周恩来は、七〇年四月、日本側の友好貿易代表団および覚書貿易代表団と会談した際に、(1)台湾の「大陸侵攻」を援助し、南朝鮮の北朝鮮に対する侵犯を援助する日本の商社、メーカー、(2)台湾と南朝鮮に多額の資本投下を行なっている商社、メーカー、(3)アメリカ帝国主義のベトナム、ラオス、カンボジア侵略のために武器弾薬を提供している企業、(4)日本

にある米日合弁企業およびアメリカの子会社、とは取り引きを行なわないことを明らかにした。

この周貿易四条件の受け入れをめぐる過程を通じて、六〇年代の友好貿易の特徴のひとつであったダミー会社制度は再編成を迫られ、日中貿易に大企業や大商社が参入するようになった。この友好貿易のダミー制度再編成の動きには、主に二つの形態がみられた。まず第一に、ダミー会社が親会社から独立する動きがあった。親会社とダミー会社との関係をもはや認めないという中国側の強い意志に直面して、あるダミー会社は自ら親会社との関係を絶つ途を選んだ。こうした動きは、ダミー会社との関係を維持したままでは対中貿易を再開する可能性がないと考えた親会社が、ダミー会社から資本と人員を引き揚げたことによって促進された[3]。こうして親会社から独立していった会社には、和光交易（丸紅飯田）、新日本通商（伊藤忠）、明和産業（三菱商事）などがあった。第二の動きをみせたのは、それぞれ日商岩井、住友商事のダミーであった大豊、大華貿易などであった。こうした会社は、いわゆる四大商社のダミー以上に親会社への依存度が高かったゆえに、親会社に吸収合併される道を選んだ[4]。

こうした展開のなかで、大企業、大商社の多くが国交正常化以前に周貿易四条件を受け入れ、次々と友好商社・企業に認定された。主なところでは、住友商事、日商岩井、日綿実業などが七〇年五月にはやばやと周貿易四条件の受け入れを表明し、伊藤忠は七一年一二月、丸紅飯田は七二年四月、三菱商事は七二年七月に、それぞれ周貿易四条件の受諾表明をした[5]。こうした過程を経て実質的にすべての日本企業が対中貿易に参入できることになると、友好商社・企業指定の意味は実質上失われた。

七二年九月には、ついに日中間の外交関係が正常化された。翌七三年二月に日本国際貿易促進協会（以下、国貿促）が代表団を中国に派遣したのは、こうした新しい状況への対応を模索しようという目的からであった。代表団は、二月一二日から二〇日の間に、中国国際貿易促進委員会、白相国対外貿易相、李先念副総理らと会見したが、それぞれの機会に中国側は、もはや友好商社・企業の指定方式は採らないとの方針を表明した。ここに友好貿易制度は、名実

ともに終焉する。[6]

国貿促の萩原定二専務理事は、帰国後三月七日の理事会において訪中報告を行なった。その際に萩原は、政経不可分の原則、政治三原則、周貿易四条件はすべて七二年九月二九日の日中共同声明に受け継がれたことが中国側との間で確認されたこと、したがって共同声明を支持する商社・企業はすべて日中貿易に参加できることを明らかにし、友好貿易の終了を自ら宣言したのであった。[7]

(2) 国交正常化以後の友好商社・企業と国貿促

こうした新たな展開は、後述する日中経済協会の設立とも相俟って、友好貿易を推進してきた企業や個人の間に大きな懸念を生んだ。彼らは、国交正常化以後の日中貿易における役割の低下を予感したのである。事実、次表に示されるように、友好貿易の取り引きの場であった広州交易会での契約高が日中貿易全体に占める割合は、七〇年代を通じて急速に減少していったのである。

友好貿易が制度としての終焉を迎えるなかで、中国側は、大企業と同時に中小企業も、また新しい友人と共に古い友人をも大切にして行く方針を幾度ともなく表明した。例えば七二年七月一六日に日本社会党の元委員長佐々木更三と会見した周恩来は、日中貿易への新しい企業の参入を歓迎する一方で、国交正常化以後も古い友好商社・企業との関係を深めていくことを言明した。また同月二六日には、国貿促関西本部の友好企業部会に出席した孫平化が、中国は引き続き友好商社・企業との友好を強化していくことを強調した。さらに周恩来は、同年八月三〇日に国貿促の萩原定二と会見した際に、中国は新しい友人と古い友人と共に「二本足」で歩くと発言した。[8]

こうした中国側要人による発言は単に言葉だけに留まらず、具体的措置を伴うことになり、その結果多くの友好商社・企業が七〇年代も引き続き日中貿易に携わることになった。例えば、中国は多くの友好商社・企業に単一商品への特化を奨励し、日本の大商社と中国側との間の仲介役としての役割を担うことができるよう取り計らった。さらに、

広州交易会での日中間の契約高　（単位：100万ドル）

年　度	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
契約高	370	540	350	450	430	720	800	770	370	510
%*	33.6	26.9	10.6	11.9	14.2	20.6	15.7	11.6	3.9	4.9

＊広州交易会ての契約が日中貿易全体に占める割合
資料：日中経済協会「資料日中経済」、中国研究所『新中国年鑑』

新規参入者は従来から行なわれている取り引きには参入せず、新たな分野を開発するよう忠告を受けることもあった。(9)

その典型的な例は、従来の日中貿易での中心的品目である化学肥料の取り引きにみられた。日本から中国への化学肥料の輸出は、日本の化学肥料業界の代表団と中国側の担当公司との間での一括契約に基づいて行なわれるが、中国側は七四年以来、友好貿易時代の実績に基づいて友好商社にかなりの取り引き高を割り当てている。七四年には、旧来の友好商社への割当率は、尿素六五％、塩安四九％、硫安三三％に上った。(10) さらに四大商社のある商社員が筆者に語ったところによれば、大商社が鉄鉱の輸出商談を行なう場にはいまだに昔の友好商社が頻繁に同席し、契約高の一部を取り扱うという。

また、同様の例は、七八年の日中長期貿易協定という七〇年代の日中貿易を代表する大型取り引きの場においてもみられた。長期貿易協定が締結された際に、日本日中長期貿易協議委員会事務局は、日本の石油輸入取り扱い商社として約二〇の貿易会社を中国側に提示した。すると中国側は、それと同数のかつての友好商社をそれに加えるよう要求し、日本側はそれを受け入れざるを得なかったという。(11)

六〇年代の友好貿易を統括する立場にあった国貿促も、国交正常化以後も引き続き日中貿易での特異な地位を保つことになった。国貿促にとっての国交正常化後最初で最大の転換点は、七三年六月に代表団を訪中させたときに訪れた。上述のように同年三月に友好貿易の終了を認めざるを得なかった国貿促は、日中貿易が新しい時代を迎えるにあたってその組織としての存続の危機に直面していた。そこで国貿促は、六月になって国交正常化以後日本からの訪中団としては最大といわれる代表団の派遣に踏み切ったのである。この代表団は、当時日本の

経済界から大いに注目された。なぜならば、住友商事の専務理事がいみじくも語ったように、新たな時代における国貿促に対する大企業の姿勢は、同代表団が中国側にどのように受け入れられるかにかかっていたからである。[12] 国貿促代表団は、対外貿易部、中国国際貿易促進委員会、中日友好協会それぞれの指導者、および周恩来によって丁重にもてなされた。それは予想以上の歓待であり、日本では国貿促の重要性が再確認されたものと受けとめられた。[13]

事実、五〇年代以来の日中貿易の経験により培われた国貿促の持つ「顔」は、日本においても中国においても一目おかれている。七〇年代における全般的日中貿易関係における国貿促の地位は明らかに低下してきてはいるが、中国側の様々な官庁へのパイプは健在であり、中国における多数の組織、企業との接触も頻繁である。こうした接触チャンネルは日中貿易に従事する企業にとって貴重なものであり、多くの会社が国貿促の会員に名を連ねている。同協会が会員企業に提供するサービスには、日中貿易上の提案・提言および問題の解決、取り引き上の助言、取り引きの仲介および苦情の処理、経済・貿易ミッションの派遣および受け入れ、技術交流、交易会の開催、調査・出版、などがある。国交正常化以前の二〇年にわたる経験により蓄積されたこのような情報、知識、技術の経済的有用性は否定できまい。このことは、友好商社・企業にもある程度あてはまる。

しかしながらその一方で、国交正常化以後の日中貿易が完全に経済的自由競争の原則に基づいて行なわれたとすれば、国貿促にせよ友好商社・企業にせよ、友好貿易の担い手、組織は日中貿易への新規参入者に圧倒されその存在意義を失っていたであろう。すなわちそこには、経済的有用性以上の論理が働いていたと考えるべきである。

その最大の要因は、すでに言及したように、中国の古い友人を大切にするという政策である。そこには中国独特の「人づきあい」の論理もあるのかも知れないが、より政治的に重要な点は、友好貿易を築き、支えてきた日本の組織と人々が、基本的に戦後一貫して中国の対日外交への良き協力者であったという事実であろう。特に中国側は、国交正常化以前の彼らの「利用価値」が、政治的、経済的にいかに高いものであったかを覚えているに違いない。例えば

六〇年代には、友好商社・企業は、しばしば国貿促を通じて伝えられた中国からの「指令」によって反政府デモに参加した。これらの商社・企業は基本的には中国の要求に従順であったのである。

経済的観点からいっても、友好貿易は、六〇年代後半に日中関係が政治的困難に直面しているときに、その影響を吸収し日中貿易の全般的レベルを比較的安定的に保つという役割を果たした。例えば、日中貿易全体に占める友好貿易〔LT貿易—覚書貿易〕の割合は、六三年の三七％〔六三％〕から、六六年の六七％〔三三％〕、六九年の九〇％〔一〇％〕へと、日中間の政治的関係が悪化するにつれて増加〔減少〕した。その結果、当時の日中貿易は、文化大革命の混乱期であったにもかかわらず、大きな減少を示すことはなかったのである。[14] さらに七〇年代初期には、対日経済関係拡大を模索する中国側の政治的意図を日本側に伝えることにより、周貿易四条件の受け入れ工作、および関西と東京の経済訪中代表団派遣の推進を図るという役割も果たした。このように、友好貿易の担い手は、中国の対日外交の担い手の役割も果たしたのである。

三、覚書貿易の終了と日中経済協会の誕生

最後の覚書貿易協定[15]が北京において締結されたのは、国交正常化からちょうど一カ月後の七二年一〇月二九日のことであった。さらにその一カ月後には経済界と通産省が設立資金を折半して日中経済協会が設立された。七三年一月に日中経済協会と通産省が合同代表団を中国に派遣した際に、中国側は同協会を覚書貿易事務所にとって替わる日本側の窓口組織として認知した。こうして、LT貿易—覚書貿易の推進者、組織は、日中経済協会に継承されていくことになる。

(1) 中国アジア貿易構造研究センター

日中経済協会の起源は、七一年五月に経団連副会長を務める新日鉄社長稲山嘉寛と国貿促専務理事田中脩二郎が中

心となり、中国アジア貿易構造研究センター（以下、研究センター）が設立されたときに遡る。研究センターの発想は、七〇年の秋ごろ田中が抱いたものであった。当初田中は、国貿促内部に中国研究者や経済界の指導者を含めた研究会を結成する考えであった。田中は日中国交正常化以後をにらんだ体制作りを主要な課題としていたため、その研究会に財界指導者をも抱き込もうと考えていた。そこで田中は従来より中国貿易に対する積極的姿勢の目立っていた稲山に接近し、稲山の紹介を通じて財界との接触を広めていった。国貿促関西本部の専務理事木村一三も、初期の段階で田中と経済人との仲介役を務めた。[16]

この田中の動きは、従来より経済界の中枢から距離を保ってきた国貿促内部で強い反対にあった。当時、大企業の多くは周貿易四条件を受け入れておらず、引き続き日華協力委員会に出席していた。国貿促内部の大勢は、そうした大企業や財界人との協力は拒絶するというものであったのである。そこで田中は国貿促を去る決意を下し、その申し出は七一年五月二七日の国貿促理事会において「承認」された。[17] しかし田中は、すでに彼の辞任が正式に承認される以前の五月一七日に、研究センターの設立に踏み切っていた。その後国貿促の週刊の機関誌である『国際貿易』に、研究センターは国際貿易促進協会とは無関係とする論評が掲載され、田中と同協会との関係が決定的に悪化していたことが公にされるに至った。[18] こうして、後に日中経済協会へと発展する研究センターを設立する動きは、その初期の段階から友好貿易の変転とは極めて異なった展開をみせることになる。

研究センターの表向きの設立目的は、国交正常化後の日中経済関係の展望を調査することにあった。しかしながら、研究センターの設立に加わった顔ぶれをみると、その真の設立目的は別のところにあったことが明らかである。すなわち、理事長には稲山嘉寛が就任し、理事には富士銀行頭取の岩佐凱実、昭和電工会長の安西正男、住友銀行会長の堀田正三らが名を連ねていたのである。こうした企業は、研究センターの設立、運営資金も提供した。さらに、研究センター発足直後の九月と一一月にそれぞれ訪中を果たした関西と東京の経済代表団に参加することになる日向方斉

（関西経団副連会長、住友金属社長）、今里広記（日経連会長、日本精工社長）、川合良一（経済同友会副会長、小松製作所社長）らも研究センターに加わった。こうした経済界の指導者は、研究センターがいずれ日本の財界を含む日中貿易の新しい日本側の窓口となることを期待していたのである。覚書貿易事務所の岡崎嘉平太や渡辺弥栄司らが研究センターに加わったことが、こうした期待に現実みを与えていた。[19]

日中経済交流の新しい窓口としての研究センターの役割は、国交正常化後の経済協力の先鞭を付ける目的で七二年八月に派遣された稲山を団長とするミッションによって具体的に実行に移された。これは政府間関係が正式に正常化される前の時期であったが、この時の稲山ミッションが中国の天然資源と日本のプラントや工業製品を交換する長期協定を中国側に提示した事実は注目される。[20] これが、その後日中経済協会を推進母体として稲山が情熱を燃すことになる七八年の日中長期貿易協定の起源となったのである。

(2) 日中経済協会の設立

このころになると、研究センターに参加をした覚書貿易のグループも独自の動きをみせる。覚書貿易事務所の中心的メンバーであった岡崎嘉平太、渡辺弥栄司、川合良一らは、国交正常化後の日中貿易を国貿促に任せることはできないと考え、何らかの新しい組織が必要であると考えていた。彼らは、従来日中政府間関係の正常化を推進してきた背景もあり、新しい組織に通産省が関与することを歓迎した。そこで、対中貿易においても「日本の対外貿易全般にとってのＪＥＴＲＯのような組織」を作ろうということを通産省に対して働き掛けたのである。[21]

五〇年代から対米関係、対台湾関係がもたらす制約のなかで、民間主導の対中国貿易を可能なかぎり後押ししてきた通産省としても、国交正常化後の日中貿易に本格的に関与しようとするのは当然であった。そこに覚書貿易グループからの働き掛けもあり、通産省は、「古い」日中貿易の担い手と「新しい」日中貿易への参入者が同居する研究センターに目を着けた。研究センターの生みの親である田中俯二郎は、七二年八月の稲山ミッションの訪中後、通産省

貿易局長の小松勇五郎に呼ばれ、「日中経済センター（仮称）」設立への協力を要請された。その要請を受けて、研究センターの中心的メンバーは、同センターを通産省のいう新しい組織へと発展的に解消させることを決定した。[22]

日中経済協会はこうして、覚書貿易と研究センターのメンバーを中心に、通産省が仲介役を果たすことによって七二年一一月に設立されたのである。日中経済協会の設立資金は、通産省と財界がそれぞれ三億円づつを拠出した。会長には稲山嘉寛が選ばれ、川合良一が理事長に、岡崎嘉平太が常任顧問にそれぞれ就任した。LT貿易―覚書貿易に一貫して携わってきた大久保任晴と田中脩二郎が常勤の専務理事に就いた。理事には、LT貿易―覚書貿易で活躍した渡辺弥栄司や松本俊一に加え、財界の中でも早くから親中国的態度を示した今里広記、岩佐凱実、日向方斉、鈴木治雄らが就任した。木川田一隆、佐伯勇、永野重雄、植村甲午郎らの財界の中枢メンバーは顧問として迎えられた。[23]

覚書貿易事務所が取り扱っていた貿易実務は、日中経済協会に引き継がれた。七三年一二月三一日に日本覚書貿易事務所の北京事務所が閉鎖されると、翌七四年一月一日付けで日中経済協会の北京事務所が開設され、その駐在員には覚書貿易事務所の二名の北京事務所員がそのまま横滑りで任命された。さらに同七四年には、日中経済協会に貿易部が設けられ、覚書貿易事務所の業務の引き継ぎが本格的に始められた。[24]

このようにして、LT貿易―覚書貿易組織は、日中経済協会へと吸収された。LT貿易発足時の中心人物であった松村健三と高碕達之助は、国交正常化を目撃することなく他界した。LT貿易―覚書貿易訪中代表団に毎年のように参加をしてきた田川誠一や古井喜実らの自民党政治家は、国交正常化で彼らの使命は一応果たされたとの考えから、その後の日中貿易からは身を引いていった。田川は、上述の貿易組織の転換の過程には一切関与することはなかったという。[25] 北京の連絡事務所に派遣された官僚達は、「覚友会」という「同窓会」を結成したが、基本的には各省におけるジェネラリストとしての勤務パタンに戻ることになる。

しかしながら、LT貿易―覚書貿易事務所の運営に中心的に携わってきた人々は、ほとんど例外無く日中経済協会

に移り、七〇年代を通じてその主要な地位を占めてきた。岡崎嘉平太は、八九年九月に他界するまで常任顧問を務めた。渡辺弥栄司は、協会の設立には理事として参加し、七六年から八〇年には理事長を務めた。その後渡辺は、日中経済協会と同じ階に対中国交流を専門とする法律事務所を開設し、今日にいたっている。川合良一は初代の理事長に就任し、七六年には副会長に、そして八六年には稲山の後を次いで会長の責にあたっていた土光敏夫の後任として会長に就任した。大久保任晴は、八六年に日中機械貿易のコンサルタント会社を設立するまで一四年間にわたり、専務理事を務めた。

八〇年代に入りこうした人々の何人かが日中経済協会を離れだしたという事実は、「新しい経済外交」が日中経済関係を特徴付けるようになったことを意味しているのかも知れない。[26] しかしながら、少なくとも七〇年代に関する限りにおいては、国交正常化以前の「遺産」が日中貿易関係の組織的変動に重要な影響を与えたことが指摘できるであろう。次に六〇年代の「遺産」を引き継いだ日中経済協会と国交正常化後に新たに日中経済関係に参入することになる経団連との関係をみることによって、この点をさらに敷衍してみよう。

四、日中経済協会と経団連

(1) 基本的相違

日中経済協会と経団連は、七八年の日中長期貿易協定を実現させる過程で緊密な協力関係をみせたが、両者の日中貿易に対する姿勢は根本的に異なっていた。その相違は、その組織的性格の違いに由来するのと同時に、国交正常化以前の日中貿易における経験の違いに基づくものでもあった。上述したように、日中経済協会は、政府間関係が硬直した時代に日中貿易を支えてきた人々をその組織の中核に据えてスタートした団体である。それに対して経団連は、戦後一貫して日本の全般的経済運営の観点から日中貿易に取り組んできたのであり、その経団連が日中政府間関係が

対立状態にあった時代に、日本政府と対中国政策上の基本的立場を同一にしていたのは当然のことであった。LT貿易―覚書貿易の推進グループが、できるだけ日本政府との協力関係を築こうとしながらも、時に反政府的行動を採らざるを得なかったのとは対照的である。

国交正常化以後両組織の間に協力関係が成立したのは、それ以前に両者を隔てていた政治的障害が取り除かれたからにほかならない。しかしその一方で、日中経済協会と経団連の間のこうした基本的相違は、少なくとも七〇年代には依然として存続していた。したがって、周恩来が七〇年四月に貿易四条件を明らかにしたときには、経団連は当然のようにそれに対する警戒心を隠さなかった。たとえば会長の植村甲午郎は、同年六月一五日の日韓経済協力委員会の席上で、周貿易四条件を無視すると発言している。また植村は、七二年一月に、七一年一一月の東京経済人訪中団の派遣で中心的役割を果たした同友会の指導者に対する批判を、米国人教授にぶつけている。[27] こうしたことから中国側は、七〇年代の初期には、経団連を日中経済協力関係に引き入れることに対して極めて慎重であった。[28]

それとは対照的に、日中経済協会はもっぱら対中国経済関係に携わる組織であり、国交正常化以前の経験から「相互互恵」の精神をその組織原則として引き継いで誕生した。その日中経済協会の特徴は、同協会の「設立の趣旨と目的」に明示的に表われている。

> ……設立の趣旨は日中両国間の経済交流の円滑な推進を通じて友好親善関係の確立に努め、もって両国の経済発展に寄与することにあります。
>
> 日中両国は、一衣帯水という地理的な近接関係にあるばかりでなく、政治・経済・文化の面においても極めて密接な相互補完関係にあります。この両国が十分に理解し合い、互恵平等、有無相通の精神を基礎として双方の経済発展を図ることは日中両国間においてのみならず、アジアの平和とその発展のためにも重要な意義を持っております。[29]

こうした日中関係の特殊性、相互互恵の精神、アジア的文脈などを強調する目的意識は、松村健三、高碕達之助ら

が先鞭を付けたLT貿易―覚書貿易の背景にあった「使命感」と基本的に同一である。[30]

(2) 日中貿易をめぐる主導権争い

こうした両者の相違を背景として、国交正常化の時期には、日中経済協会を中心とする日中貿易の「古参」と経団連に代表される「新顔」との間で、国交正常化以後の日中貿易をめぐる主導権争いが展開された。[31] その動きは、日中経済協会の設立に対抗するかのように、経団連と財界の指導者が進めていた「日中経済協力委員会」設立計画をめぐって具体的に展開される。

「日中経済協力委員会」の設立に特に熱心であったのは、新日鉄の会長であり日商の会長も務める永野重雄であった。永野は、オーストラリア、ソ連、インドなどとの間に経済協力委員会を発足させた実績を持ち、明らかに対中国経済関係も自分の得意の方法で処理しようとしていた。植村甲午郎も、新時代の日中経済関係のリーダーシップを握りたいという希望から、経済協力委員会方式を強く支持した。植村は、経団連会長という立場上中国問題に関しては慎重な姿勢を崩さなかったが、国交正常化へ向けて大勢の決した七二年八月一二日に孫平化との会談に臨み、そこで「日中経済協力委員会」設立の希望を初めて明らかにした。[32] さらに植村は、日中共同声明が北京で調印された七二年九月二九日に記者会見に臨み、「日中経済協力委員会」設立のために適当な時期に中国を訪れたいと語った。中国からの石油の輸入を、日本の天然資源の供給先を多用化しようとする「資源外交」の一部として、財界を中心とする「日中経済協力委員会」で手掛けたいというのがその目的であった。[33]

こうした財界指導者の熱意にもかかわらず、経済協力委員会方式は中国の受け入れるところとはならず、中国は日中経済協会を新時代の日中貿易の窓口組織として認知することになる。中国から経済貿易代表団を率いて訪日していた劉希文は、七三年九月一八日大阪において、中国としては「経済協力委員会」は当面必要ないと考えると発言し、日本における日中貿易をめぐる主導権争いに終止符を打った。[34]

(3) 経団連の「資源外交」と中国

こうした展開を背景として、経団連は「資源外交」推進のために日中経済協会と全面的に協力するようになり、日中経済協会が全力で取り組んだ日中長期貿易協定（七八年二月に締結）の交渉にも参加するようになる。[35] しかしそうした表面的な協力関係にもかかわらず、日中貿易における経団連の独自の立場は、経団連が同時にソ連との間にも「資源外交」を展開していたことに典型的に表われている。その舞台は、六五年に設立され、植村と永野が委員長を務めていた日ソ経済協力委員会であった。七二年二月に東京で開催された第五次委員会で、ソ連はチュメイニの石油とヤクーツクの天然ガスの開発を含む五つのプロジェクト提案を行なった。ヤクーツクの天然ガス開発に関する交渉は七三年七月に東京で開かれ、チュメイニの石油開発の交渉は同年八月にモスクワで開催された。[36]

それ以降経団連は、中国とソ連を交互に訪れ、「中ソ等距離資源外交」を展開する。七三年九月に経団連は、初めての訪中団を北京に派遣する。七四年二月に第六次日ソ経済協力委員会がモスクワで開かれると、その翌月に植村と永野が訪ソし、ブレジネフ書記長と会談した。[37] その翌年七五年の一〇月に経団連の第二次代表団が訪中し、七六年八月には経団連代表団の初めての訪ソがそれに続いた。[38] そして七七年九月には、第七次日ソ経済協力委員会が東京で開催された。

その後様々な政治的、経済的理由により、チュメイニの石油開発プロジェクト交渉は暗礁に乗り上げることになるが、[39] 長期的枠組みによる中国石油の安定輸入の見込みが高まったこともその大きな理由のひとつであった。後に永野がいみじくも語ったように、すでに開発済みの中国の石油を輸入したほうが簡単であり安上がりであったのである。[40] こうして経団連は、当時対立を深める中ソの間にあって「等距離資源外交」を推進していた。その経団連が、日中長期貿易協定の推進という形で対中貿易に携わるようになるのは、中国が「資源外交」の現実的対象として登場してきたからにほかならない。そして、その日中長期貿易協定の締結に全組織を挙げて取り組んだのが、日中経済協会であ

ったのである。

五、むすびにかえて

七二年の日中国交正常化が貿易関係に重要な影響を与えたことはいうまでもない。本稿が明らかにしたように、国交正常化とともに友好貿易、LT貿易―覚書貿易は終了した。六〇年代の二つの日中貿易制度が、両国の国交正常化が極めて困難な政治的環境のなかで成立していたことを考えれば、それは当然のことであった。

むしろここで興味深いのは、六〇年代の日中貿易関係の担い手、組織が、国交正常化とともにどのような制度的変遷をたどったのか、という問題である。より具体的には、七〇年代に日中貿易関係が大きく変動するなかで、六〇年代の日中貿易の「遺産」がどのように継承され、変化と連続性の要因がどう作用し合っていたのか、という問題である。

七〇年代も末になると、中国はそれまで拒絶していた海外からの投資を受け入れるなど対外開放化政策を本格化させ、日中経済関係も新しい局面を迎える。しかし、少なくとも七八年の日中長期貿易協定締結の時期までは、貿易関係が日中経済関係の支柱であった。日中長期貿易協定は七〇年代の日中貿易関係を象徴するものである。その協定の推進母体であった日中経済協会にしても、協定の内容にしても、少なからずLT貿易―覚書貿易の「遺産」を引き継いでいる。さらに、長期貿易協定の中心的取引品目である石油の輸入には、友好貿易の「功労者」が中心的にかかわっている。本稿でその詳細にふれることはできないが、こうした七〇年代の日中貿易関係の制度的構造は、日中国交回復期の貿易関係の変動を跡づける作業なしには、正しく理解することはできないというべきであろう。本稿をそのささやかな試みとして位置づけたいと思う。

(1) 六〇年代の日中貿易の担い手、組織が、日中国交正常化の時期あるいはそれ以降の日中貿易関係に与えた影響に関しては、いくつかの重要な側面が存在する。ひとつは本稿が明らかにしようとする国交回復期の組織的変動であるが、ほかには、国交回復期における日本経済界に対する働きかけ、七〇年代の日中経済関係の骨格となった日中長期貿易協定および石油、プラントの取り引きにおける役割、などを指摘することができる。本稿が取り上げるのは、第一の側面であるが、そのほかに関してはとりあえず次の拙稿を参照されたい。Yoshihide Soeya, *Japan's Postwar Economic Diplomacy with China: Three Decades of Non-governmental Experiences*, (Ph.D. Dissertation, The University of Michigan, Ann Arbor, 1987). なお現在、文部省科学研究費奨励研究(A)の助成を受け、最近の研究動向を踏まえ、かつ研究対象を拡充しながら、同拙稿の日本語版への改訂作業を進めている。ちなみに、本稿はその一部である。

(2) 友好貿易は、長崎国旗事件の影響で日中貿易が低迷を続けていた六〇年八月に、周恩来が日中貿易促進会の専務理事鈴木一雄に提示したとされる貿易三原則に端を発する。周恩来は、日中貿易には政府間協定、民間契約、個別的配慮の三つの形態があると述べ、政府間協定が最も望ましいとしながらも、当面は民間契約に基づき日中間の貿易を発展させることができるとし、日本の親中国団体に友好的であると思われる取り引きを斡旋するよう求めた。こうして始まったのが友好貿易である。

この方式によると、対中貿易に参加を希望する日本の商社や企業は、日中貿易促進会や日本国際貿易促進協会を通じてその旨を中国国際貿易促進委員会に通告し、中国側から「友好商社・企業」の指定を受けなければならなかった。その際これらの会社には、中国の提示する政経不可分の原則、政治三原則、貿易三原則に対する支持を表明することが求められた。こうして友好貿易は、政治的に中国のコントロールの下におかれた。中国における文化大革命の動乱期には、日中貿易促進会が解散に追い込まれ、六〇年代後半の友好貿易は、日本国際貿易促進協会が日本側の主導権を握ることになる。この時期に中国側からの政治的要求がさらにエスカレートしたことはいうまでもない。こうした政治的影響を避けるために、いくつかの日本の大、中商社が、対中貿易用のいわゆるダミー会社を利用したことも、友好貿易の特徴のひとつである。詳しくは、前掲拙稿、第四章を参照。

(3) 一九八五年六月三日、伊藤忠関係者談話。

(4) 『朝日新聞』一九七二年七月二五日、一九七二年八月八日。

(5) 詳しくは、緒方貞子「日本の対外政策決定過程と財界」細谷千博、綿貫譲治編『対外政策決定過程の日米比較』東京大学出版会、一九七七年、および前掲拙稿、第六章を参照。

(6) 『国際貿易』(日本国際貿易促進協会) 一九七三年二月二〇日、一九七三年二月二七日。

(7) 『国際貿易』一九七三年三月一三日。『日本経済新聞』一九七三年三月八日。
(8) 『朝日新聞』一九七二年七月一七日。『国際貿易』一九七二年八月八日、一九七二年九月五日。
(9) 『朝日新聞』一九七二年七月二五日。
(10) 『日中経報』（日中経済協会）四三号（一九七五年四月）、二三一頁。
(11) 一九八五年一〇月一八日、日本日中長期貿易協議委員会事務局次長、市川衛門氏談話。
(12) 『日本経済新聞』一九七三年六月一六日夕刊。
(13) 『日本経済新聞』一九七三年六月二四日。『朝日新聞』一九七三年六月二六日。
(14) 日中経済協会『日中覚書の十一年』一九七五年、二〇四頁。
(15) 六二年一一月九日に廖承志と高碕達之助の間で覚書が調印され、六三年から六七年までを第一次五カ年とする日中間の長期貿易がスタートした。これは当初、覚書への調印者である二人の頭文字を取ってLT貿易と呼ばれたが、六八年からは単年度ごとの覚書に基づく覚書貿易へと変質する（本稿では、両者にひとつの単位として言及する際には、「LT貿易―覚書貿易」と表記する）。
　友好貿易とは異なって、大型、長期貿易であること、松村健三をはじめとする自民党代議士も直接関与しており、日本政府とのパイプが存在していたことなどがその特徴であった。それゆえに、「準政府間取り決め」と呼ばれることがあるが、日本政府による関与の余地があった分だけ国内、国際政治的要因による制約を強く受けやすい貿易であった。むしろ、その成立の段階から、基本的に日本の民間が重要な役割を果たすことによって推進された貿易である。詳しくは、前掲拙稿、第五章を参照。
(16) 一九八六年九月一七日、日中東北開発協会副会長、田中脩二郎氏談話（以下、田中氏談話）。『財界』（一九七一年七月一五日）、一一二頁。
(17) 『国際貿易』一九七一年六月八日。
(18) 『国際貿易』一九七一年七月二七日。
(19) 『財界』（一九七一年七月一五日）、一一三頁。藤田勇夫「米中新時代下の日本財界」『経営問題』第一〇巻（一九七二年冬季号）、二五〇頁。
(20) 『朝日新聞』、一九七二年七月二六日、一九七二年八月一二日、一九七二年九月三日。
(21) 一九八六年九月二四日、渡辺弥栄司法律事務所、渡辺弥栄司氏談話（以下、渡辺氏談話）。

(22) 田中氏談話。
(23) 日中経済協会『昭和四七年度事業報告書』、一—四頁。
(24) 日中経済協会『昭和四八年度事業報告書』、七頁、『昭和四九年度事業報告書』、二四頁。
(25) 一九八六年九月二二日、衆議院議員、田川誠一氏談話。
(26) Lee Chae-Jin, *China and Japan: New Economic Diplomacy* (Stanford: Hoover Institution Press, 1984). なお、田中脩二郎も一九八四年に日中経済協会を去り、日中東北開発協会を設立する。
(27) Gerald L. Curtis, "Big Business and Political Influence," in Ezra F. Vogel, ed., *Modern Japanese Organization and Decision-making* (Berkeley: University of California Press, 1975), p. 59.
(28) 渡辺氏談話。
(29) 日中経済協会要覧。
(30) 詳しくは、前掲拙稿を参照。
(31) 筆者がインタビューした何人かの関係者が、こうした水面下での対立、特に稲山と永野の間の主導権争いに言及した。
(32) 『朝日新聞』一九七二年八月一三日。
(33) 『朝日新聞』一九七二年九月三〇日。『毎日新聞』一九七二年九月三〇日。
(34) 『日本経済新聞』一九七三年九月一九日。
(35) 前掲拙稿、第七章を参照。
(36) 『財界』(一九七三年九月一五日)、三〇頁。
(37) 『財界』(一九七四年五月一日)、三四—三六頁。
(38) 『財界』(一九七五年九月一五日)、四〇—四一頁。
(39) Gerald L. Curtis, "The Tyumen Oil Development Project and Japanese Foreign Policy Decision-Making," in Robert A. Scalapino, ed., *The Foreign Policy of Modern Japan* (Berkeley: University of California Press, 1977), p. 155.
(40) 『東洋経済』(一九七六年七月二四日)、一五頁。